

## 乳幼児、ひとり親家庭の児童、心身障害者の方へ

# 福祉医療の申請を！

私たちが日常生活を送っていくうえで、健康であることが一番大切なことです。そのため、乳幼児や心身障害者などの皆さんが、いつまでも健康を保ち続けていただくため、病院で診察などを受けた場合に、支払った医療費を助成する『福祉医療制度』を実施しています。

### 福祉医療制度とは

福祉医療制度は、ひとり親家庭、乳幼児、高齢身体障害者、重度心身障害（児）者の福祉増進を図る目的で、健康保険で医療を受けたときに窓口で支払わなければならない自己負担分を県と市で負担する制度です。

### 福祉医療の対象者

◆ひとり親家庭の児童  
母子・父子家庭となった日から、18歳に達する日以降最初の3月31日まで（父または母が1〜2級程度の身体障害者手帳を持っていてる児童も該当します）

### 乳幼児（未就学児）

生まれた日から満6歳に達する日以降の最初の3月31日まで  
市では、本来所得超過で全額、または課税世帯で自己負担分の半額を負担する必要のある乳幼児についても市独自で助成を行い、医療機関の窓口で支払う医療費を無料にしています。

### 高齢身体障害者

65歳以上で身体障害者手帳（赤）4〜6級を持っていてる人（対象者が社会保険の被保険者本人の場合は対象外）

◆重度心身障害（児）者  
身体障害者手帳（赤）1〜3

級または療育手帳（A）を持っている人

重度心身障害（児）者以外は所得制限があります。ただし、重度心身障害（児）者であっても、社会保険本人（社会保険加入者で、だれかの扶養になつていないとき）の場合には、所得制限がありません。（左表参照）

### 申請時に必要なもの

▽対象者の名前が載っている健康保険証

- ▽印鑑（認め印可）
- ▽福祉用の所得証明書（所得額、控除額、扶養人数、課税・非課税の記載があるもの）
- ※その年の1月1日（申請日が1〜7月の場合は前年の1月1日）に、にかほ市に住所がある場合は原則として不要です。
- ▽児童扶養手当証書（ひとり親家庭の児童の場合）
- ▽身体障害者手帳または療育手帳（障害のある方の場合）

### ●ひとり親家庭の児童にかかる所得制限基準

扶養親族等の数	父または母の所得額	扶養義務者所得額
0人	1,940,000円	5,148,000円
1人	2,320,000円	5,397,000円
2人	2,700,000円	5,610,000円
3人	3,080,000円	5,823,000円
4人	3,460,000円	6,036,000円
5人	3,840,000円	6,249,000円

### ●高齢身体障害者および重度心身障害（児）者にかかる所得制限基準

扶養親族等の数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者所得額
0人	2,595,000円	7,287,000円
1人	2,975,000円	7,536,000円
2人	3,355,000円	7,749,000円
3人	3,735,000円	7,962,000円
4人	4,115,000円	8,175,000円
5人	4,495,000円	8,388,000円

### 福祉医療費の受給方法

◇秋田県内で受診した場合  
『福祉医療費受給者証』を、必ずご自分の医療保険被保険者証と一緒に提示してください。  
◇県外で受診した場合など  
次のものについては、医療機関で一度自己負担を支払い、後で申請することで、保険診療の自己負担額が振り込みにより払い戻しされます。

### 払い戻しの対象

- ①緊急、その他やむを得ない理由で福祉医療費受給者証を持たずに診療を受けたとき
- ②県外の医療機関で診療を受けたとき
- ③医師の指示で補装具（コルセット等）を作ったとき
- ④医療保険で訪問看護を受けたとき（老人医療受給者は除く）
- ⑤自立支援医療や育成医療等の公費負担医療制度の適用を受け、費用負担があったとき

### 払い戻しの申請に必要なもの

- 入院時食事療養費の半額分（ただし、生活療養標準負担額については、居住費を除いた額の半額を助成します）
- ▽福祉医療費受給者証
- ▽領収書（上記③の場合は、医師の診断書が必要となります）
- ▽健康保険証
- ▽費用が戻される通帳（申請者名義のもの。郵便局は不可）
- ▽印鑑（認め印可）

### 申請・問合先

- 仁賀保庁舎市民課国保年金係  
☎32・3032
- 象潟市民サービスセンター  
市民班  
☎43・7500
- 金浦市民サービスセンター  
市民班  
☎38・4301



軽自動車・バイク・農耕用車両をお持ちの方へ  
軽自動車税の  
手続きは3月中に！



- ◆手続きの必要な人
- ・車両を譲渡した人
- ・（下取りに出した場合も含む）車両を廃車した人
- ・所有車が死亡して車両を相続した人
- ・住所・氏名に変更があった人
- ◆手続き場所

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。譲渡・廃車された場合でも、手続きが済んでいないと、来年度も1年分の税額を納めることとなりますのでご注意ください。

- ▽原動機付自転車・農耕用車両
- ・小型特殊自動車（にかほ市・象潟町・金浦町・仁賀保町のナンバー）を所有している方は：にかほ市役所総務部税務課資産係 ☎43・7505
- ・金浦市民サービスセンター総務班 ☎38・4300
- ・仁賀保市民サービスセンター総務班 ☎32・3040
- ▽二輪（125cc超〜250cc以下のバイク）および四輪（軽自動車・軽トラック等）の軽自動車を所有している方は：
  - ・秋田県軽自動車協会 ☎018・862・6219
  - ▽小型二輪（250cc超のバイク）を所有している方は：

### これから市外へ転出される方はご注意ください

住民票を変更しただけでは、車検証の住所は変わりません。本年度中に軽自動車の住所変更手続きをしないと、来年度もにかほ市で課税されるなど、次のような不都合が生じますのでご注意ください。

◆にかほ市以外で軽自動車税を納める場合は、次の金融機関（北都銀行・秋田銀行・羽後

信用金庫・秋田しんせい農業協同組合）の本支店か、郵便局による払い込み、またはにかほ市役所各庁舎まで直接おいでいただく必要があります。なお、郵便局から払い込みをした際の領収書は、車検には使用できません。「継続検査用納税証明書」をかほ市役所税務課または、各サービスセンター総務班に請求していただく必要があります。

※手続きには時間がかかる場合がありますので、3月中旬までに届け出をしてください。  
問合先 税務課資産係 ☎43・7505